

○大蔵省令第五号

建設省令第五号
北海道防寒住宅建設促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八條第七項及び第九條第二項の規定に基づき、防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年六月二十九日

大蔵大臣 宮澤 喜一
建設大臣 中山 正暉

防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令の一部を改正する省令

防寒住宅の構造及び設備並びに防火性能を有する構造に関する技術的事項を定める省令（昭和二十八年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中、「撰氏」及び「一時間に」を削り、「キロカロリー」を「ワット」に改める。
○文部省令第四十七号

教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）別表第一、別表第三、別表第五及び別表第六の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年六月二十九日

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表音楽の項中「合唱」の下に「及び日本の伝統的な歌唱」を、「伴奏」の下に「並びに和楽器」を加え、「民族音楽」を「諸民族の音楽」に改め、同表美術の項中「絵画」の下に「映像メディア表現を含む」を、「デザイン」の下に「映像メディア表現を含む」を、「美術史」の下に「鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む」を加え、同表技術の項中「金属加工」の下に「製図及び実習を含む」を加え、情報基礎を「情報とコンピュータ」に改め、同表家庭の項中「製図を含む」を削り、「家庭看護」を「実習」に改め、「家庭電気・機械」を削り、同表英語の項中「比較文化（外国事情を含む）」を「異文化理解」に改める。

第四条の表音楽の項中「合唱」の下に「及び日本の伝統的な歌唱」を、「伴奏」の下に「並びに和楽器」を加え、「民族音楽」を「諸民族の音楽」に改め、同表美術の項中「絵画」の下に「映像メディア表現を含む」を、「デザイン」の下に「映像メディア表現を含む」を、「美術史」の下に「鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む」を加え、同表工芸の項中「製作」を「制作（プロダクト制作を含む）」に、「及びデザイン理論」を、「デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む）」に改め、同表看護の項中「成人看護学」の下に「老年看護学」を加える。

別表第一「第一条」中「千歳市」の下に「恵庭市、北広島市、石狩市」を加え、「深川市」を削り、「三笠市、赤平市、芦別市」を「芦別市、赤平市、三笠市」に改め、「歌志内市」の下に「深川市、留萌市」を加え、「及び留萌市」を、「登別市及び伊達市」に、「胆振支庁、留萌支庁」を「留萌支庁、胆振支庁」に、「〇・八」を「〇・九三」に、「〇・七」を「〇・八一」に、「〇・六」を「〇・七〇」に、「三・五」を「四・〇七」に、「〇・五」を「〇・五八」に、「〇・四」を「〇・四七」に改める。

別表第二「第一条」中「千歳市」の下に「恵庭市、北広島市、石狩市」を加え、「深川市」を削り、「三笠市、赤平市、芦別市」を「芦別市、赤平市、三笠市」に改め、「歌志内市」の下に「深川市、留萌市」を加え、「及び留萌市」を、「登別市及び伊達市」に、「胆振支庁、留萌支庁」を「留萌支庁、胆振支庁」に、「三・二」を「三・七二」に、「三・〇」を「三・四九」に、「二・七」を「二・一四」に、「二・五」を「二・九一」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

文部大臣 中曽根弘文

第四条の表中

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理

を

家庭

家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理 情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業

に改める。

第四条の表中

水産 職業指導	水産の関係科目 職業指導
------------	-----------------

を

水産 職業指導	水産の関係科目 職業指導
------------	-----------------

に改める。

福祉 職業指導	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
------------	---

第四条の表英語の項中「比較文化（外国事情を含む）」を「異文化理解」に改める。

第十一条第一項中「別表第三に規定する」を「別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。」に改め、同項の表備考第一号中「ならうものとする。」の下に「ただし、専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。」を加える。
第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 特別免許状を有する者で免許法第六条別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。